

公告

次のとおり技術提案型一般競争入札を行います。

令和5年4月19日

長野県須坂高等学校創立百周年記念事業実行委員会

会長 永田 正幸

- 1 入札の目的
建設工事の請負契約
- 2 工事名
須坂高等学校 図書館リノベーション工事
- 3 工事箇所
須坂市須坂 1518-2
- 4 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 企業の代表者が須坂西高等学校・須坂高等学校の卒業生であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (3) 建築一式について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - ア 資格総合点数が950点以上であること。
 - イ 長野市、須坂市、中野市、上高井郡内に、本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
 - ウ 過去3年以内に同程度の工事を請負い、完了した実績が2件以上あること。
 - (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 5 工期
工事開始日から約180日間
- 6 支払条件
 - (1) 前金払
原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。
 - (2) 部分払
行わない。
- 7 関係図書等の縦覧期間及び場所等
建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を、令和5年4月19日（水）から令和5年4月27日（木）までの金曜日、土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後3時まで次の場所において縦覧に供します。
なお、職員不在となる場合がありますので、必ず事前に電話連絡をしてください。
須坂市大字須坂 1518-2
長野県須坂高等学校内 須坂高等学校龍胆会事務局（図書館南側クラブ練習室1階）
電話 026（246）2669

8 質問の受付・回答期限

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得について下記の期間に質問を受付けます。

質問受付期間 令和5年4月19日(水)～令和5年4月27日(木)

回答期限 令和5年5月10日(水)

9 技術提案書の提出

(1) 提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和5年5月15日(月)午後3時まで

郵送の場合は、令和5年5月12日(金)必着

イ 提出先 須坂高等学校龍胆会事務局(図書館南側クラブ練習室1階)

(2) 技術提案を求める内容等

別紙「技術提案型総合評価について」による

(3) 提出書類

ア 技術提案書(様式1)

イ 配置技術者予定調書(様式2)

ウ 配置技術者に関する資料(様式3)

エ 同種工事实績調書(様式4)

10 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書提出期限及び提出先

ア 日 時 令和5年5月23日(火) 午後3時まで

郵送の場合は、令和5年5月22日(月)必着

イ 提出先 須坂高等学校龍胆会事務局(図書館南側クラブ練習室1階)

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札書提出を可とします。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、令和5年4月27日(木)午後3時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

長野県における低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日付け13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

長野県の入札参加保証金の取扱に準じます。

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

なお、落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収するものとします。

(7) 契約保証金

長野県の契約保証金の取扱いに準じます。

政令第 167 条の 16 第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。

契約保証金は、政令第 167 条の 16 並びに規則第 142 条及び第 143 条に基づき策定された、「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」(平成 27 年 3 月 11 日付け 26 契検第 135 号)の規定により取り扱うものとします。

(8) 入札の無効

規則第 129 条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

審査委員会による技術提案書・実績等の評価点に予定価格の範囲内の入札書を提出した者の価格点を加えた点数が最も高い者を落札者として決定します。

予定価格の範囲内の入札書の提出がない場合は、新たに日を決め、2 回目の入札書の提出を求め、予定価格に達しない場合は、最低の価格を提示した者と随意契約に移ります。

10 その他

詳細は、入札心得によります。

(別 紙)

技術提案型総合評価について

1 技術提案

(1) 工期短縮 5点

(2) コスト縮減 (VE提案) 5点

(3) 品質の向上 5点

2 実績等

(1) 配置技術者 2点

1級建築士又は1級施工管理技士を配置できる

(2) 同種業務の実績 2点 (1点)

過去15年以内に木造平屋以上で300㎡以上の改修工事の実績が5件以上ある (2件以上ある)

(3) 工事成績 6点×(工事成績点-65) / (最高成績点-65)

過去4年間に長野県の工事成績点65点以上の実績がある

3 価格点 75点×調査基準価格/入札価格

様式1

技 術 提 案 書

年 月 日

須坂高等学校創立百周年記念事業実行委員会
会 長 永 田 正 幸 様

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名

㊞

下記の工事（業務）について、技術提案書を提出します。

記

1 対象工事（業務）

(1) 名 称

(2) 工期（履行期限）

年 月 日

2 公告日

年 月 日

3 技術提案

別 紙

4 配置技術者に関する資料（工事（業務））（様式2-1号、様式2-2号）

配置技術者氏名 ○○技術者 ○○ ○○

【連絡先】 所 属 _____
担当者 _____

電話番号 _____
ファックス番号 _____

技 術 提 案

提出者名

(記載上の留意事項)

- ※ 提案項目ごとに、1枚以内かつ1,000字以内で記述すること。
- ※ 枠内に記載する標題、半角文字、記号等を含む全ての文字について2,000字以内の制限の対象とし、1文字カウントとする。文字の大きさは11ポイントとする。
- ※ 技術提案書の参考資料は、評価項目ごとにA4 1枚とする。(様式記載方法は任意)
- ※ 技術提案書、技術提案書の参考資料とも、所定の提案数、枚数、字数を超過した場合、当該提案項目について評価しない。
- ※ 提案数がわかるように通し番号を付けること。通し番号の記載のない提案項目は評価しない。

配置技術者予定調書

応 札 工 事 名 : _____

工 事 箇 所 名 : _____

商 号 又 は 名 称 : _____

1 主任(監理)技術者

主任(監理)技術者氏名			
評価項目	資 格 等	資格名称 : 登録番号 :	
	実績等	優良技術者表彰	受賞年度 : 年度
		同種工事成績	工事成績評定点 : 点
	継続教育 (C P D)		保有単位数 :

2 現場代理人

現場代理人氏名			
評価項目	資 格 等	資格名称 : 登録番号 :	
	実績等	優良技術者表彰	受賞年度 : 年度
		同種工事成績	工事成績評定点 : 点

3 技能者(登録基幹技能者)

業種 1	技能者氏名・所属	氏名 : 所属 :
	資 格 等	資格名称 : 登録番号 :
業種 2	技能者氏名・所属	氏名 : 所属 :
	資 格 等	資格名称 : 登録番号 :

記載要領

- 1 この調書は「価格以外の評価点申請書」の技術者欄に記載した配置予定技術者及び技能者について記載してください
- 2 評価項目欄等は、該当するものに○をしてください
- 3 「資格等」に該当する場合は、資格名称及び登録番号を記載するとともに当該資格を証明する資料(登録証明書の写し、資格者証の写しなど)を添付して下さい。
- 4 「優良技術者表彰」は国土交通省等の「優秀工事技術者等表彰」を含むものとします。該当する場合は、受賞年度を記載するとともに証明する資料(表彰状の写しなど)を添付してください。
- 5 「工事成績評定点 78 点以上」に該当する場合は、工事成績評定表の写し、又は工事成績評定通知書及び当該工事の主任技術者であることを証明する資料を添付してください。
- 6 「継続教育 (C P D)」に該当する場合は、学習履歴証明書(証明期間が入札公告日の前年度の3月31日までの3年間の内にある証明書)の写し。
- 7 落札決定後の技術者の変更は原則としてできません。
- 8 「2 現場代理人」は、40 歳未満の若手技術者を主任(監理)技術者として配置し、現場代理人が主任(監理)技術者として担当した資格、実績等により評価する場合のみ記載してください。
- 9 「実績等」を求める期間において、産前産後休業・育児休業に相当する期間を評価対象期間に加える場合は、休業内容及び休業期間を証明する資料(出勤簿及び母子手帳「出生届出済証明書」又は育児休業給付金の関連の書類などの写し)を添付してください。

配置技術者に関する資料（工事）

提出者名 _____

1 配置技術者の資格、経歴等の状況

氏名	生年月日	年齢 歳
職歴等		
資格等 (資格名) (部 門) (取得年月)		
<p>主な工事経歴</p> <p>(発注機関名) (工 事 名)</p> <p>※ 主任（監理）技術者として担当した工事経歴を記載すること</p> <p>※ 工事経歴は公告日から過去5年以内にしゅん工した工事を対象とする。</p> <p>※ 複数の技術者配置を要件とする案件は、技術者ごとに作成する。</p>		

同種工事実績調書(建設工事)

応 札 工 事 名 : _____

工 事 箇 所 名 : _____

商号又は名称 : _____

竣工年月日	発注機関名	施 工 概 要	主任(監理) 技術者氏名
	工事名 (箇所名)		CORINS 登録番号

記載要領

- 1 この調書は「価格以外の評価点申請書（様式 5-3 号）」の工事実績欄に記載した工事について記載してください。
- 2 実績は、公共機関等から発注された工事を元請けしたものに限る。また工事成績が 65 点未満の場合は実績として認めません。
- 3 「施工概要」には入札公告に記載の「同種工事」であることが判定できる内容を記載してください。
- 4 CORINS 登録をしたものについては登録番号を記載のこと。CORINS 登録が無いものについては、工事名、契約金額、発注者、請負者、主任(監理)技術者の氏名等が判定できる書類を添付してください。
- 5 添付書類で同種工事であることが確認できない場合は申請した評価点を減点する場合があります。
- 6 この調書に虚偽があった場合には一定期間入札の参加を制限する措置を講ずる場合があります。

入札心得

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書(案)又はこの入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額に100分の10を加えた総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を、納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

(1) 入札参加者が保険会社との間に、長野県須坂高等学校創立百周年記念事業実行委員会会長永田正幸(以下「実行委員会会長」という)を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を実行委員会会長に提出して確認を得たとき。

(2) 実行委員会会長が、入札参加者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めたとき。

2 落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

3 第1項の入札保証金に代わる担保の種類及び価額は、別表に掲げるとおりとする。

4 入札保証金を現金で納付する場合は、実行委員会会長が指定する口座に令和5年5月22日(月)までに振込むこと。

5 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書等を提出すること。ただし、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付すること。なお、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付すること。

6 保険会社との間に実行委員会会長を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を入札書提出時まで寄託すること。

7 入札保証金等の提出先は次のとおりとする。

(郵便番号) 382-0091

(所在地) 須坂市大字須坂 1518-2

(機関名) 長野県須坂高等学校龍胆会事務局(図書館南側クラブ練習室1階)

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入の上、これを入札書提出期限までに入札書提出場所に提出しなければならない。

2 この入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載しなければならない。

3 郵送による入札を可とします。

4 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第3条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(経営事項審査結果通知書)

第3条の3 入札参加者は、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了

の日の経営事項審査（以下「経審」という。）結果の通知を受けていなければならない。

2 前項の経審結果の通知を受けていないときは、入札に参加できない。

3 第11条第1項ただし書きについては、第1項の契約予定日は本契約予定日とする。

（工事費内訳書の提出）

第3条の4 入札参加者は、入札に際し、当該工事等に係る工事費内訳書を提出しなければならない。

2 工事費内訳書の積算価格（以下「内訳書価格」という。）と入札書の入札金額（以下「入札価格」という。）は原則として一致しなければならないが、当分の間、内訳書価格と入札価格が一致しない場合も当該入札書は有効として扱うものとする。

ただし、落札者の内訳書価格と入札価格が一致していない場合（両価格の差がわずかであり実行委員会会長が不要と認める場合を除く。）は、落札者は、入札価格に相当する工事費内訳書を作成し契約前に実行委員会会長に提出し確認を受けなければならない。

3 工事費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。

(1) 設計図書（様式8）の工事費内訳書に金額を記載したもの

(2) 前号と同等の項目が含まれる独自様式によるもの

(3) (1)(2)のいずれの場合にも工事費内訳書には、表紙（日付、発注者名、工事名、工事箇所、商号又は名称、住所、代表者名を記載の上、代表者印を押印）を添付（様式は問いません。）するとともに、各内訳書には全葉と該当ページを記入すること。（1/5、2/5・・・のようにページを記載）

4 一度提出された工事費内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

5 工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに設計（契約）変更の対象とはならない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、学校長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札の無効）

第5条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書

(2) 同一人が入札した2通以上の入札書全て

(3) 入札参加者が協定して入札した入札書

(4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書

(5) 記名、押印のない入札書

(6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(7) 納付した入札保証金等の額が第2条第1項に定める額に達していない場合の当該入札書

(8) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書

(9) 各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

（開札）

第6条 開札は、須坂高等学校創立百周年記念事業実行委員会が行うものとする。

(落札者及び落札価格の決定)

第7条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で入札した者の技術提案書・実績等の評価点に価格点を加えた点数が最も高い者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号の一に該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価点に価格点を加えた点数が最も高い者を落札者とする。

- (1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (2) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。

2 前項第1号又は第2号に該当する入札を行った者は、実行委員会会長の行う調査に協力しなければならない。

3 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(入札回数の制限)

第8条 入札回数は2回とし、入札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合の随意契約による時の見積回数は、2回を限度とするものとする。

(入札保証金の処理)

第9条 入札保証金は、落札者が決定したとき直ちに、還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えるものとする。

2 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、実行委員会会長は、入札参加者から適法な請求書を受領したときは、その日から14日以内に入札保証金を還付する。

3 落札者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、実行委員会に帰属するものとする。また、入札保証金の全部または一部の納付を免除した場合においては、第2条第1項で算定される金額を満たす最低金額から、既に納付された金額を差し引いた額を徴収する。

4 入札保証金には利子を付さないものとする。

(契約保証金の納付)

第10条 落札者は、契約の締結と同時に契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。

なお、履行保証保険契約の場合で、本契約を契約しなければ保険契約の締結ができない場合は、保険契約締結後、直ちにその保険証券を実行委員会会長に寄託しなければならない。

- (1) 契約人が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約人が金融機関等とこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証契約を締結したとき。

2 前項の契約保証金に代わる担保の種類及び価額は、別表に掲げるとおりとする。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

4 契約保証金の納付方法は、第2条第4項及び第5項の定めを準用する。

5 落札者が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないとき

は、実行委員会に帰属するものとする。

6 落札者が納付した契約保証金等は、その契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還する事由が生じたときは、これを還付する。

7 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

8 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、実行委員会会長は、保証金額の増額を要求することができ、契約人は、保証金額の減額を請求することができる。

9 契約保証金には利子を付さないものとする。

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定後7日以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を実行委員会会長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと実行委員会会長が認めたときは、この限りでない。

4 契約に要する経費は契約人の負担とする。

(工事開始日)

第12条 工事開始日は契約日の翌日とし、契約書に定める工期の初日も同日とする。

(工事等の着手)

第13条 契約者は、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日（工期の初日）から準備期間内に、工事に着手（工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付き工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。）しなければならない。

なお、準備期間は特記仕様書又は現場説明事項に定められた期間（定めがない場合は30日）とする。

(技術者の配置等)

第14条 契約人は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。

2 契約人は、契約した工事を下請契約を締結して施工するときは、その下請けの状況を文書で実行委員会会長に報告しなければならない。

(入札者に事前に確認を求める事項)

第15条 この入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を令和5年4月27日（木）午後3時までに実行委員会会長あて提出しなければならない。

(1) 技術提案型一般競争入札参加申請書（様式5）

(2) 本工事に係る令和5年（2023年）4月19日付け公告4に掲げる資格を有することを証する書類及び経営事項審査結果通知書

(別表) 入札保証金又は契約保証金に代わる担保

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に必ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	<u>金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社がする保証</u>	金融機関又は左欄の保証事業会社が保証する金額

※下線の部分は契約保証金のみ適用する

様式 5

技術提案型一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

長野県須坂高等学校百周年記念事業実行委員会会長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代表者の住所

須坂西高等学校・須坂高等学校を卒業した年度

須坂高等学校 図書館リノベーション工事の入札に参加したいので、申請に要する資料を添えて申請します。

1 申請に要する資料

令和5年（2023年）4月19日付け公告（須坂高等学校龍胆会ホームページ掲載）4に掲げる資格を有することを証する以下の書類及び経営事項審査結果通知書

- (1) 令和5年度を含む「建設工事の入札参加資格の付与について（通知）の写し
- (2) 過去3年間の実績が分かる契約書の写し（契約内容が分かる部分のみで可）2件分
- (3) 暴力団関係者でないことの証明（様式6）

経営事項審査結果通知書

当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日の経営事項審査結果の通知の写し1通。

誓 約 書

令和 年 月 日

長野県須坂高等学校創立百周年記念事業実行委員会会長 様

住 所

商号又は名称

代表者 職 氏名

印

入札参加資格の審査申請にあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 現在及び今後契約終了後まで次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者。
 - (2) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者。
- 2 競争入札への参加及び契約に係る業務の遂行にあたり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 3 この誓約が虚偽であったことが判明した場合、又はこの誓約に反した場合は当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないこと。
- 4 貴職から求めがあれば、当方の役員等名簿（生年月日を含む）を提出し、これらの書類から確認できる個人情報を貴職が警察に提供することに同意すること。

様式7

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

長野県須坂高等学校創立百周年記念事業実行委員会会長 様

入札人
住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

縦覧に供せられた建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得並びに現場を熟覧し、承諾した上で下記のとおり入札します。

記

工 事 名	須坂高等学校図書館リノベーション工事
工 事 箇 所	須坂市大字須坂
入 札 金 額 (消費税抜きの金額)	円